

調達仕様書

1. 件名

電子マネー交換用UR L調達

2. 目的

学校給食にかかる保護者負担額を減額する事業の一環で、学校給食の提供を受けていない児童生徒の保護者に保護者負担軽減額相当の電子マネーを給付するにあたり、保護者が希望する電子マネーに交換可能なUR Lを調達するもの。

3. 品目及び予定数量

以下の額面金額と等価の電子マネーと交換可能なUR L（以下「UR L」という。）をそれぞれ必要数調達するものとする。

| 品名 | 額面金額 | 予定数量 |
|--------------|----------|------|
| 電子マネー交換用UR L | 17,000円分 | 72 |
| | 16,000円分 | 13 |
| | 15,000円分 | 9 |
| | 14,000円分 | 117 |
| | 13,000円分 | 27 |
| 計 | | 238 |

※ 調達するUR Lは以下の要件を満たすこと。

- (1) 保護者が自身のスマートフォンでアクセスすることで希望する電子マネーに即時交換できる仕組みとし、簡便な方法であること。
- (2) 電子マネーとの交換にあたり、会員登録や専用アプリのダウンロードが不要であること。
- (3) 以下の電子マネーを交換先として選択できること。他にも交換先がある場合、発注者の判断で交換先としての表示・非表示を選択できること。
 - PayPay ポイント／マネーライト
 - Amazon ギフトカード
 - d ポイント
 - au PAY ギフトカード
 - WAON ポイント
 - セブン銀行 ATM
- (4) すべての交換先において額面金額と等価での交換ができること。
- (5) 交換期限はUR Lを発行した日から3ヶ月以上であること。
- (6) 発注者の求めに応じて、電子マネー未交換のUR L一覧表を提出できること。

4. 納品期限

令和8年3月31日（火）まで

5. 納品場所

福岡県糟屋郡志免町志免中央1丁目1番1号 志免町役場3階 学校教育課

6. 納品条件

- (1) U R Lは、C S VまたはE x c e l形式で納品すること。
- (2) 電子メールまたはオンラインストレージを利用して納品するものとし、ファイルは強固に暗号化の上、パスワードは別便で通知すること。
- (3) 電子マネーへの交換方法を分かりやすく解説したリーフレット（2ページ程度、PDF形式）を併せて納品すること。
- (4) 発注後は速やかな納品に努めること。（概ね10営業日以内）
- (5) 契約期間中は、同じ条件で追加発注できるものとする。

7. 無償返品期間

納品されたU R Lのうち、保護者への配布が行われなかったものや、保護者が交換の意思を示さなかったものの中で、発注者から納品期限までに申し出があったものについては、無償での返品を受け付けるものとする。

8. 見積方法

- (1) 入札金額には、「3. 品目及び予定数量」に記載した額面金額及び予定数量にて見積もった金額（税抜）を記載すること。
- (2) 入札時、別紙「見積内訳書」を提出すること。

9. 契約方法など

- (1) 提出された見積内訳書の内容に基づいた単価契約とする。
- (2) 請求金額は、実績の額面金額及び数量に応じて決定するものとし、発注者は、受託者の請求に基づき支払うものとする。

10. 受託要件

- (1) 本件と同規模以上の電子マネー交換用U R L発行実績（自治体の事業に限る）を豊富に有すること。

11. その他留意事項

- (1) 見積金額には、本仕様書に記載した全ての要件にかかる費用を税抜きで記載すること。
- (2) 納品にあたっては、契約書及び本仕様書のほか、関係法令等（本町の条例・規則等を含む）を遵守すること。
- (3) 個人情報の保護に留意し、別紙に掲げる「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 契約の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らしてはいけない。これは契約期間後も同様とする。
- (5) 納品中に発生した事故に対する一切の責任は受託者が負うものし、その状況を速やかに発注者に報告するとともに、受託者の責任において原状回復を行うこと。
- (6) 納品物に不備があった場合、たとえ納品完了後であっても受託者の責任で速やかに改善すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上で決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、志免町（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第3条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第4条 受注者は、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、再委託について発注者の承諾があるときは、第三者にその処理を委託することができる。

3 前項の規定により再委託した場合、受注者は、再委託先にこの契約で定める受注者の義務と同等の義務（安全管理措置を含む。）を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(厳重な保管及び搬送)

第6条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第7条 受注者は、漏えい等その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第8条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいしない方法で確實に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第9条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(定期報告)

第10条 受注者は、契約内容の遵守状況について、発注者に定期的に報告しなければならない。

(委託先の監督)

第11条 発注者は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等により必要に応じて、受注者の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。この場合において、再委託先についても同様とする。

(その他)

第12条 受注者は、第1条から第11条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

令和 年 月 日

見 積 内 訳 書

件 名 電子マネー交換用URL調達

見積金額 ￥ , , , —

(消費税相当額を含まない額。入札金額と同一とすること。)

商号・名称

代表者名

| 課税区分 | 項目 | 仕 様 | 予定数量 | 単価 (円) | 金額 (円) | 備 考 |
|------|-------------|-----------|-------|--------|--------|---------------------------|
| 非課税 | 電子マネー交換用URL | 17,000 円分 | 72 式 | 円 | 円 | |
| | | 16,000 円分 | 13 式 | 円 | 円 | |
| | | 15,000 円分 | 9 式 | 円 | 円 | |
| | | 14,000 円分 | 117 式 | 円 | 円 | |
| | | 13,000 円分 | 27 式 | 円 | 円 | |
| | 計 | | | | 円 | (1) 非課税分 計 |
| 課税 | URL発行手数料 | | 1 式 | 円 | 円 | |
| | レポート機能 | | 1 式 | 円 | 円 | |
| | 計 | | | | 円 | (2) 課税対象 計 |
| 計 | | | | 円 | 円 | (3) = (1) + (2) = 見積金額 |

※ 予定数量は変更しないこと。